

とちぎ航空宇宙産業基地誘致期成会 規約

(目 的)

第1条 十勝圏に、航空宇宙に関連する施設や企業等を誘致し、航空宇宙産業基地を形成することにより、夢や希望にあふれ、活力ある未来を創造することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、とちぎ航空宇宙産業基地誘致期成会と称する。

2 本会の略称を、とちぎ宇宙期成会とする。

(事 業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 航空宇宙に関する調査、研究、普及活動
- (2) 航空宇宙に関する講演会、シンポジウム等の開催
- (3) 航空宇宙に係る省庁並びに関係機関への要請
- (4) その他、本会の目的達成に必要なこと

(構 成)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する十勝管内の市町村長、市町村議会の代表者及び目的の達成のため会長が特に必要と認める者（以下「会員」という。）をもって組織する。

2 会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 5 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

2 役員は、総会において選任する。

3 役員任期は、2年とする。

ただし、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

6 理事は、本会の会務の運営にあたる。

7 監事は、本会の会務を監査する。

(顧問、特別参与及び参与)

第6条 本会に、顧問、特別参与及び参与を置くことができる。

2 顧問、特別参与及び参与は、総会にはかつて会長が委嘱するものとし、会議等に出席し、意見を述べることができる。

(賛助会員)

第7条 本会の目的に賛同し、事業の円滑な実施に資金協力しようとする企業や団体等は、賛助会員になることができる。

2 賛助会員は、原則、年1回、賛助金を納入するものとする。

3 賛助金は、1口5,000円とする。

(会 議)

第8条 本会の会議は、総会、役員会及び連絡会議とする。

2 総会は、必要に応じ、会長が招集し、総会の議長は、会長があたるものとする。

3 総会は、次に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること
- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) 役員を選任に関すること
- (5) その他、会長が必要と認める事項

4 役員会は、必要に応じ会長が招集し、総会に付議すべき事項について審議する。

5 連絡会議は、航空宇宙に関する情報交換や連絡調整等を行うため、次に掲げる者をもって組織し、必要に応じ、事務局長が招集する。

- (1) 会長及び副会長が所属する団体の職員
- (2) その他、事務局長が特に必要と認める者

(専決)

第9条 総会で決定すべき事項について特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、会長は、総会に諮ることなく事務を行うことができる。

2 前項の規定により事務を行った場合は、会長は、次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(会 計)

第10条 本会の経費は、負担金、助成金、賛助金及びその他収入をもってこれにあてる。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(事務局)

第11条 本会に事務局を設置し、事務局は会長の所在する市町村に置く。

2 事務局に、事務局長、事務局参事、事務局次長、事務局主幹、事務局員を置き、会長が任命若しくは委嘱する。

3 事務局は、本会の事業推進に必要な事項の企画、立案をする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、昭和61年08月22日から施行する。

この規約は、昭和61年11月13日から施行する。

この規約は、平成20年05月30日から施行する。

この規約は、平成28年02月23日から施行する。ただし、平成27年度十勝圏航空宇宙産業基地構想研究会臨時総会において改正後の規約により選出された役員の任期については、第5条第3項の規定に関わらず、平成29年度とかち航空宇宙産業基地誘致期成会総会の日までとする。

この規約は、平成30年 5月23日から施行する。

この規約は、令和 2年 4月 1日から施行する。